

入札心得

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
1. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
1. 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
1. 入札書は本市指定の様式に必要な事項を記載し、記名、押印（押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。）すること。
1. 入札書は、封筒に「入札書在中」と朱書きし、本市が指定する方法で提出すること。
1. 入札書と同時に見積内訳書の提出を求めている場合は、入札書と同封して提出すること。
1. 入札書は、本市が指定した期日までに到着したものでなければ受理することができない。
1. 入札者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。
1. 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
1. 入札者のうち、予定価格以下最低制限価格以上で、最低価格の者を落札者とする。
1. 落札となるべき同じ価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。
1. 開札の結果、落札者がいないときは 2 回を限度として再度入札をする。
ただし、入札が無効とされた者は本件について再度入札に参加することができない。
1. 最低制限価格未満の入札は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。
1. 最低入札価格発表後（再度入札の場合）発表額以上の入札者は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。
1. 次に該当する入札は無効とし、再度入札に参加することができない。
 - イ. 大津市契約規則第 13 条各号のいずれかに該当する入札
 - ロ. 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
 - ハ. 一般書留郵便又は簡易書留郵便以外の方法で郵送された入札
 - ニ. 持参、宅配便等で衛生課に直接提出された入札
 - ホ. 入札書の到達期限より後に大津市役所内郵便局に到達した入札
 - ヘ. 入札書又は見積書が同封されていない入札
 - ト. 一つの入札について同一の入札参加者が 2 通以上の入札書等を提出した入札
 - チ. 入札金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がない入札
 - リ. 入札書に件名のない入札又は入札書の件名に誤りのある入札
 - ヌ. 封筒に記載された件名と入札書に記載された件名が相違する入札
 - ル. 封筒に記載された入札者の商号又は名称、住所又は所在地、代表者職氏名が入札書に記載されたものと相違する入札
 - ヲ. 入札書に記載されている日付が入札公告に示す入札日と異なる入札又は入札書に日付の記載がない入札
 - ワ. 大津市役所内郵便局において衛生課行局留分として引渡しがなされなかった入札
1. 落札者が決定したときは、開札に立ち会った入札者に口頭で知らせる。
落札者となる者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を速やかに通知する。
1. 入札参加資格を有する者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - (1) 入札前にあつては、入札辞退届を衛生課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するも

のに限る。) して行う。

- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。